

# 第82回 定時株主総会 招集ご通知

**日 時**

2022年3月24日（木曜日）午前10時

**開催場所**

大阪市中央区城見二丁目1番61号  
ツイン21MIDタワー20階 第8・第9会議室

**決議事項**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）  
3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

**議決権行使期限**

2022年3月23日（水曜日）午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症の状況変化等により、本株主総会の日時、場所の変更、その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（2ページをご参照ください）でお知らせいたします。

**目 次**

第82回定時株主総会招集ご通知・・・・・・・・ 1

**[添付書類]**

事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・	5
連結計算書類・・・・・・・・・・・・	21
計算書類・・・・・・・・・・・・・・	23
監査報告書・・・・・・・・・・・・・・	25
株主総会参考書類・・・・・・・・・・	31

**クリヤマホールディングス株式会社**  
**KURIYAMA HOLDINGS CORPORATION**

証券コード：3355

株主各位

大阪市中央区城見一丁目3番7号  
松下IMPビル25階

**クリヤマホールディングス株式会社**

代表取締役CEO 能勢 広宣

## 第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、ご健康状態にかかわらず、可能な限り当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2022年3月23日（水曜日）営業時間終了時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区城見二丁目1番61号  
ツイン21MIDタワー20階 第8・第9会議室
3. 目的事項  
報告事項 1 第82期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結  
計算書類監査結果報告の件  
2 第82期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

**決議事項**

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                  |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件         |

以上

## ※株主の皆様へのお知らせ

- 1.本株主総会において報告いたしました事業報告の内容および当日の株主様からのご質問と当社の回答の概要につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kuriyama-holdings.com>）に後日あらためて掲載させていただきます。
- 2.新型コロナウイルス感染症の状況変化等により、本株主総会の日時、場所の変更、その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kuriyama-holdings.com>）でお知らせいたします。

# 議決権行使についてのご案内



## 当日ご出席の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 **2022年3月24日（木曜日）午前10時**

事前行使のご案内



## 郵送により議決権を行使する場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 **2022年3月23日（水曜日）午後5時30分到着**



## インターネットによる議決権行使の場合

当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年3月23日（水曜日）午後5時30分締切**

## ■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## インターネット開示（ウェブ開示）

- (1) 本株主総会招集ご通知の添付書類のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kuriyama-holdings.com>）に掲載しております。従いまして、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (2) 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kuriyama-holdings.com>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいようお願い申し上げます。

### 議決権行使期限

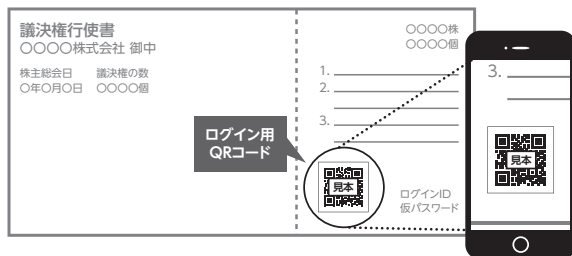
**2022年3月23日（水曜日）午後5時30分締切**

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

#### QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

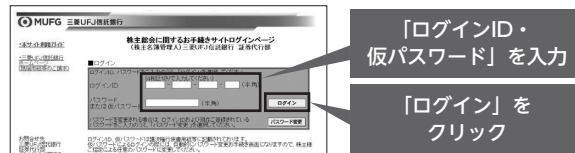
#### ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

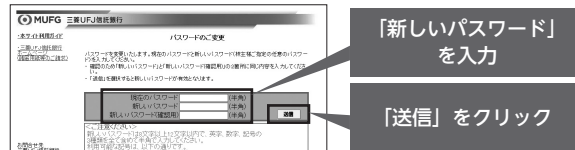
#### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト | <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



- 3 新しいパスワードを登録。



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

#### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

（受付時間 午前9時から午後9時まで）

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過および成果

## ■概況

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による停滞状況から、各国でのワクチン接種をはじめとした対策により中国や欧米諸国を中心に経済活動の正常化が進んだことで、景気は緩やかに回復いたしました。我が国においても緊急事態宣言の発出と解除が繰り返された中、新規感染者数の増減に合わせた対策が講じられたことにより景気持ち直しの動きが見られました。

当社グループは、コロナ禍におけるサプライチェーンの混乱や原油をはじめとしたエネルギー価格の高騰が続く環境下において、感染症に対する防疫措置を徹底しつつ、顧客要求への機動的な対応を継続したことで、アジア事業、北米事業、欧州・南米事業共に増収増益となりました。

これらの結果、当社グループの連結売上高は595億49百万円（前期比19.2%増）、営業利益は43億2百万円（前期比48.4%増）、経常利益は47億78百万円（前期比43.9%増）となりました。また、米国の連結子会社において中小企業向けの「給与保護プログラム（Paycheck Protection Program、通称PPP）」を活用した融資を受けておりましたが、政府当局から当融資の債務を免除する通知を受けたことにより、5億14百万円を債務免除益として特別利益に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は38億9百万円（前期比163.7%増）となりました。

## ■事業別（事業セグメント）の概況

## ◆アジア事業

## [産業資材事業]

国内の建機・農機メーカー各社における生産台数が年間を通じて高水準となり、環境問題に対応するための需要も旺盛であったため、尿素SCR用モジュール・タンクの販売が好調に推移いたしました。また、中国では政府による公共投資が下期にかけて鈍化しつつも、現地建機メーカーの生産台数は高止まりの状態に推移し、当社の販売も高水準となりました。これらの結果、売上高は177億7百万円（前期比17.5%増）、営業利益は27億82百万円（前期比30.7%増）となりました。

## [スポーツ・建設資材事業]

防災拠点としての活用も考慮した体育館などの文教施設にて改修、新設物件の受注が順調なことからインドア施設用床材「タラフレックス」（弾性スポーツシート）の販売が堅調に推移しました。また、東京五輪などの国際イベント需要への対応により、陸上競技用トラッ

ク「モンドトラック」(全天候型ゴム製トラック)の販売が増加しました。一方で、民間の設備投資が引き続き低調であることから鉄道駅舎向け「エーストン」(ノンスリップタイル・点字タイル)、大型ショッピングモールをはじめとする各種商業施設向け「スーパー・マテリアルズ」(大判セラミックタイル)の販売が減少しました。これらの結果、売上高は94億70百万円(前期比5.7%減)となり、営業利益は4億76百万円(前期比46.1%減)となりました。

#### [その他事業]

イタリア製スポーツアパレル「MONTURA」は、Web広告の拡充からEコマースでの新規会員の獲得により、オンライン販売が増加しました。また、行動制限の緩和に合わせた販促活動により、実店舗における販売が伸長したことで、売上高は6億33百万円(前期比7.3%増)となりましたが、営業費用を吸収するに至らず、営業損失は95百万円(前期は1億45百万円の営業損失)となりました。

以上のことから、アジア事業全体の売上高は278億11百万円(前期比8.2%増)となり、営業利益は31億63百万円(前期比10.3%増)となりました。

#### ◆北米事業

ワクチン接種に加え、大規模な経済対策により米国における経済活動が活発化し、外食産業での積極的な設備投資が続いたことで、飲料用ホースの販売が増加しました。公共事業、製造業、農業分野においても需要が持ち直したため各種産業用ホース・継手の販売が増加しました。また、コロナ禍で拡大したDIY需要、巣ごもり需要が新たな市場として定着したことに合わせて、住宅外壁塗装用の「ペイントスプレーホース」製造ラインを増設したことが増収増益に寄与しました。この他に為替相場が円安基調で推移したことも追い風となり、売上高は275億71百万円(前期比28.8%増)となりました。また、原材料やロジスティクスコストの上昇に対して、段階的な価格改定と生産効率の改善に注力したことで営業利益は18億58百万円(前期比63.0%増)となりました。

#### ◆欧州・南米事業

域内横断的な行動制限の緩和に伴い、経済の正常化が進んだことでスペインとアルゼンチンの製造販売子会社にて消防機関向け消防用ホース・ノズル、灌漑を含む農業分野向けレイフラットホースの販売が増加しました。これらの結果、売上高は41億66百万円(前期比47.1%増)となりました。また、2020年12月期に実施した減損処理およびスペイン製造販売子会社の固定費削減により収益性も改善されたことから、営業利益は3億27百万円(前期は2億13百万円の営業損失)となりました。

(事業別売上高の概況)

期 別 事 業	前連結会計年度 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	当連結会計年度 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	前期比増減 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
ア ジ ア 事 業	25,710	27,811	8.2
産 業 資 材 事 業	15,076	17,707	17.5
ス ポ ー ツ ・ 建 設 資 材 事 業	10,043	9,470	△5.7
そ の 他 事 業	590	633	7.3
北 米 事 業	21,410	27,571	28.8
欧 州 ・ 南 米 事 業	2,832	4,166	47.1
合 計	49,953	59,549	19.2

(注) 当連結会計年度より、「欧州事業」のセグメント名称を「欧州・南米事業」に変更しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は12億44百万円であります。その主なものは、北米製造子会社の生産設備増強によるものであります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。



## (6) 対処すべき課題

今後の世界情勢は、新型コロナウイルス変異株の出現、世界的なサプライチェーンの混乱、エネルギー価格の高騰をはじめとしたインフレの長期化、中国経済の失速等の懸念があるものの、防疫措置と経済活動の正常化をバランスさせていくことで個人消費や生産活動が改善し、景気は緩やかに回復していくことが予想されます。我が国においても三回目のワクチン接種と治療薬の普及に合わせ、景気は緩やかに回復していくことが予想されます。

このような経済状況の中、当社グループにおきましては、下記の課題に取り組んでまいります。

アジア事業における産業資材事業は、世界各国の排ガス規制厳格化が進む中においても、建設機械・農業機械・トラック市場では高い動力性能が求められるディーゼルエンジンの採用が見込まれるため、尿素SCR用モジュール・タンクの需要が持続すると想定されます。当社といたしましては、引き続き日本の建機・農機のグローバルTier1サプライヤーの地位を確立すると共に、国内トラック市場への参入強化を図ることで一層の事業規模拡大を目指してまいります。また、新用途のセンサー開発にも積極的に取り組んでまいります。

スポーツ・建設資材事業は、気候変動による自然災害が増加する中で、防災拠点としての活用も考慮した体育館などの文教施設の改修需要が増加することを見込んでおります。当社といたしましては、インドア施設用床材「タラフレックス」(弾性スポーツシート)の受注活動に注力することで市場シェアを拡大してまいります。また、スタジアム・アリーナ改革をはじめとする再開発事業等の関連施設工事、鉄道を始めたインフラ整備等の建設需要が期待されることから、当社オリジナル商品である「スーパー・マテリアルズ」(大判セラミックタイル)や「エーストン」(ノンスリップタイル・点字タイル)を中心に受注活動を推進し、スポーツ施設や商業施設などの総合床材メーカーとしてのNo.1ブランドを目指してまいります。

その他事業の「MONTURA」(イタリア製スポーツアパレル)は、その国内認知度を高めるべく、トップアスリートとのスポンサー契約による広告宣伝活動で市場認知度を高めると共に、日本国内向けオリジナル商品の開発に注力することで、Eコマースと店舗販売の更なる拡大を図ってまいります。また、衛生環境への高まる要求に対応すべく、国内グループ会社間の連携によりダストコントロール事業の商品開発と提案強化に取り組んでまいります。

北米事業は、製販一体のグループネットワークによる迅速なサービスを軸にホース市場での更なるシェア拡大を図ると共に、新たな市場ニーズとして定着したDIY需要における住宅外壁塗装用の「ペイントスプレーホース」や、住宅屋外プール用の「Spaホース」等の生産設備を増強することで販売シェアを拡大してまいります。また、物流費や人件費の上昇に対応すべく、ロジスティクス最適化と適正な取引条件の設定により収益性向上に努めてまいります。

欧州・南米事業は、各種ホースの生産効率を改善することで消防機関向け、灌漑を含む農業分野向け市場への更なる深耕に注力してまいります。また、欧州地域にとどまらず、中東・南米・アフリカ・アジア地域の認証規格取得をはじめとした顧客ニーズに沿った商

品開発を推進することで、新規顧客の獲得を目指してまいります。また、米国内における消防ホースのアセンブリ能力増強をはじめ、北米事業とのシナジー効果を加速させることで事業規模拡大に努めてまいります。

このように当社グループは、販売の拡大に注力すると共に、「KURIYAMA VALUE」のもとグループ一丸となってブランド価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (7) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第79期 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)	第80期 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)	第81期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	第82期 (当連結会計年度) (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)
売 上 高 (百万円)	52,006	55,130	49,953	59,549
経 常 利 益 (百万円)	2,749	3,175	3,319	4,778
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,739	2,030	1,444	3,809
1株当たり当期純利益	89円20銭	104円15銭	74円11銭	195円32銭
総 資 産 (百万円)	45,585	46,507	45,921	52,222
純 資 産 (百万円)	20,685	22,355	22,709	28,305
1株当たり純資産	1,059円35銭	1,145円6銭	1,163円18銭	1,449円2銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 当社は、2019年1月1日付で普通株式について1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、当該株式分割が第79期の期首時点で行なわれたと仮定して算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第80期の期首から適用しており、第79期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

**(8) 重要な子会社の状況**

## ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
クリヤマジャパン株式会社	3億1,000万円	100%	ゴム・合成樹脂製品を主体にした産業用、建設用、スポーツ施設用資材の製造・販売・施工
Kuriyama of America, Inc.	1,670万米ドル	100%	樹脂ホース・ゴムホース・メタルホース等の販売
Kuriyama Canada, Inc.	1,100万CANドル	(100%) 60%	樹脂ホースの製造
Kuriyama Europe Cooperatief U.A.	1,900万ユーロ	(100%) 87.5%	欧州グループ統括・管理および欧州市場に特化した調達・販売

- (注) 1. 上記4社の子会社を中核事業会社と位置づけ、重要な子会社としております。  
 2. ( ) 内の数値は、間接保有分も含めた議決権比率を記載しております。  
 3. クリヤマ株式会社は2022年1月1日付で商号をクリヤマジャパン株式会社に変更しております。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

**(9) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)**

当社グループは、純粋持株会社でありますクリヤマホールディングス株式会社(当社)と事業を行なう傘下の子会社、孫会社、関連会社合せて27社の合計28社で構成されております。

区 分		事業の内容
アジア事業	産業資材事業	建設機械・農業機械・自動車等に組み込まれる各種製品の販売および電力・造船・プラントの関連商品の販売・施工
	スポーツ・建設資材事業	商業施設・鉄道施設・公共エクステリア・土木等で使用される資材の販売・施工および体育館等の文教施設、スタジアム、フットサル場等のスポーツ施設で使用される資材の販売・施工
	その他事業	「MONTURA」(イタリア製スポーツアパレル)の販売
		技術研究・商品開発
		ダストコントロール用マットの販売、不動産管理等
北米事業		各種産業用ホース・継手の製造・販売
欧州・南米事業		レイフラットホース・継手、消防用ホース・ノズルの製造・販売

- (注) 1. アジア事業として、産業資材事業、スポーツ・建設資材事業、その他事業を記載しております。  
 2. 当連結会計年度より、「欧州事業」のセグメント名称を「欧州・南米事業」に変更しております。

**(10) 主要な営業所および工場 (2021年12月31日現在)**

名 称	所 在 地
当 社	本社 (大阪市中央区)
ク リ ヤ マ 株 式 会 社	本社 (大阪市中央区)
	東京支社 (東京都千代田区)、新大阪支社 (大阪市淀川区)
	名古屋支店 (名古屋市)、明石支店 (明石市)、九州支店 (福岡市)
	仙台営業所 (仙台市)、横浜営業所 (横浜市)、広島営業所 (広島市)、松山営業所 (松山市)、長崎営業所 (長崎市)
	OEMテクニカルセンター (丹波市)
Kuriyama of America, Inc.	本社 (米国イリノイ州)
	Santa Fe Springs支店 (米国カリフォルニア州)、Houston支店 (米国テキサス州)
Kuriyama Canada, Inc.	本社 (カナダ国オンタリオ州)
Kuriyama Europe Cooperatief U.A.	本社 (オランダ国アムステルダム市)

(注) クリヤマ株式会社は2022年1月1日付で商号をクリヤマジャパン株式会社に変更しております。

**(11) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)**

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,196名 (78名)	55名増 (8名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員を含め、パートタイマーは ( ) 内に外数で記載しております。

**(12) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)**

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,305 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,667
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,396
株 式 会 社 も み じ 銀 行	989
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	374
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	374
株 式 会 社 伊 予 銀 行	374

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 73,600,000株  
 (2) 発行済株式総数 19,795,914株 （自己株式2,504,286株を除く）  
 (3) 株主数 5,862名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
栗山博司	1,492 <sup>千株</sup>	7.5%
N O K 株式会社	1,095	5.5
クリヤマホールディングス従業員持株会	624	3.1
クリエイト合同会社	600	3.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	515	2.6
株式会社三菱UFJ銀行	491	2.4
株式会社オーハシテクニカ	400	2.0
タイガースポリマー株式会社	386	1.9
イーグル工業株式会社	360	1.8
東京ファブリック工業株式会社	305	1.5

- (注) 1. 当社は自己株式2,504,286株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、業績連動型株式報酬制度（BBT）にかかる株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（286,000株）は含んでおりません。  
 3. 持株比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	14,000株	2名
社外取締役（監査等委員を除く。）	－株	－名
取締役（監査等委員）	－株	－名

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項（2021年12月31日現在）

#### (1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役CEO	能勢広宣	社長執行役員 クリヤマ株式会社代表取締役社長 上海栗山貿易有限公司董事長
取締役	小貫成彦	常務執行役員 クリヤマ株式会社常務取締役営業本部長
取締役	大村暢彦	愛楽（佛山）建材貿易有限公司董事長・総経理
取締役 （監査等委員）（常勤）	宮地久人	クリヤマ株式会社 監査役（常勤）
取締役 （監査等委員）	泉本哲彌	クリヤマ株式会社 監査役
取締役 （監査等委員）	七山聖學	クリヤマ株式会社 監査役 明貨トラック株式会社 顧問 四国機器株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役泉本哲彌氏、七山聖學氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化と委員会のスムーズな運営のため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員泉本哲彌氏は、金融機関と事業会社における長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査等委員七山聖學氏は、建設機械製造会社の経理部門の責任者として長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は泉本哲彌氏および七山聖學氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
5. クリヤマ株式会社は2022年1月1日付で商号をクリヤマジャパン株式会社に変更しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役泉本哲彌氏、七山聖學氏と会社法第423条第1項の規定による賠償責任を限定する契約を締結しております。本契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項で規定される最低責任限度額を限度としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

**【被保険者の範囲】**

当社および国内子会社の役員、執行役員、一部の使用人です。また、一部の海外子会社が現地で加入する役員等賠償責任保険の補償額を増額する契約となっております。対象となるのは当該会社の役員、執行役員および一部の使用人です。

**【保険契約の内容の概要】****①被保険者の実質的な保険料負担割**

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

**②填補対象となる保険事故の概要**

特約部分も合わせて、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行なった行為の場合等一定の免責事由があります。

**(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等****①取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項****(a)取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の決定方法**

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議いたしました。

**(b)当該決定方針の内容の概要**

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として役員賞与と業績連動型株式報酬（BBT）及び株価連動型報酬（PS）で構成されます。

基本報酬と役員賞与および株価連動報酬（PS）は金銭報酬であり、業績連動型株式報酬（BBT）は非金銭報酬であります。

金銭報酬のうち、基本報酬および役員賞与は、その総額について第76回定時株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額の範囲内で支給します。

非金銭報酬の業績連動型株式報酬（BBT）および金銭報酬の株価連動型報酬（PS）は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、グループ対象役員に役位及び業績目標達成度等により定まる、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されるポイントを第78回定時株主総会で決議されたポイント数の上限の範囲内で付与し、原則として退任時に付与されたポイント数に相応する当社株式又は金銭として支給します。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は事業年度ごとの業績向上に対する意識と、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした



報酬体系としており、各取締役の個人別の各報酬は十分にインセンティブとして機能する割合としています。

取締役の個人別の報酬等の額の決定については、任意の諮問委員会（代表取締役CEOと社外取締役監査等委員で構成される）に諮った後、取締役会でその答申をふまえて審議のうえ、代表取締役CEOに委任する旨を決議します。

(c)当期にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることおよび、任意の諮問委員会からの答申をふまえて決定されていることから、決定方針に沿うものと判断しております。

### ②取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役CEO社長執行役員能勢広宣がその具体的な内容について委任されています。委任された権限の内容は各取締役の役位や役割・責務およびグループ業績の評価を総合的に勘案したうえで、各取締役の個人別の基本報酬の額、役員賞与の額および業績連動型株式報酬（BBT）および株価連動型報酬（PS）の個人別基準ポイント数の決定を行なうことであります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役を評価するには代表取締役CEOが適任であると判断した為であります。

### ③業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、役員賞与および業績連動型株式報酬（BBT）ならびに株価連動型報酬（PS）があります。BBTおよびPSにつきまして、国内居住の当社取締役はBBTの対象となり、海外居住の当社取締役はPSの対象となります。

(a)業績連動報酬の数の算定の基礎として選定した業績指標の内容および選定した理由

業績連動報酬は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、および親会社株主に帰属する当期純利益を使用します。当該業績指標を選定した理由は、会社成長性や成長投資や株主還元の原因として分かりやすい指標である為です。

(b)業績連動報酬等の数の算定方法

業績連動報酬等の数の算定方法は、次のとおりであります。

ア. 賞与は各取締役の成果貢献状況を加味して、各取締役別に決定されます。

イ. BBTおよびPS

事業年度毎に1ポイントにつき当社普通株式1株に換算されるポイントを対象取締役に



付与します。ポイント数は代表取締役CEOが役位等を勘案し個人別に事業年度毎に決定する基準ポイントに内規に定められる業績評価係数を乗じて決定します。

#### (c)業績連動報酬等の数の算定に用いた業績指標に関する実績

指標	目標	実績（達成率）
連結売上高	520億円	595億49百万円（114.5%）
連結営業利益	28億円	43億2百万円（153.6%）
連結経常利益	30億円	47億78百万円（159.2%）
親会社株主に帰属する当期純利益	17億円	38億9百万円（224.0%）

(注) 達成率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

#### ④非金銭報酬等に関する事項

業績連動型株式報酬（BBT）が非金銭報酬であります。

対象となる当社取締役（監査等委員である取締役を除く、それ以外の取締役のうち社外取締役である者および海外居住者を除く）の役位、役割および業績評価により1ポイントにつき当社普通株式1株に換算されるポイントを付与します。当事業年度に対象となる取締役に交付されたポイント数は36,000ポイントです。信託設定時の株価1,127.5円で換算した金額は40,590千円となります。株式が交付されるのは、取締役を退任した後となります。対象となる株式は300,000株を上限としております。

#### ⑤報酬決議に関する事項

##### (a)基本報酬および賞与

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年3月24日開催の第76回定時株主総会において年額1億8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない、株式報酬は含まない）と決議いただいております。対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）は第76回定時株主総会終結時で8名です。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月24日開催の第76回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。対象となる取締役（監査等委員）は第76回定時株主総会終結時で4名です。

##### (b)株式報酬

業績連動型株式報酬（BBT）および株価連動型報酬（PS）は2018年3月28日開催の第78回定時株主総会で下記の事項を決議いただいております。対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）は第78回定時株主総会終結時で6名です。

#### ア. BBT

当社取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者および海外居住者を除く）および当社の一部構内子会社の取締役（社外取締役および海外居住者を除く）を対象とします。

各事業年度に関して、取締役の役位、業績達成度等を勘案して1ポイントにつき当社普通株式1株に換算するポイントを付与します。2019年1月1日に1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますので、1事業年度のポイント数合計は60,000ポイント（うち当社取締役は40,000ポイント）を上限とすることに変更しております。また、対象株式は株式分割を考慮して300,000株を上限とします。

#### イ. PS

当社取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者および日本居住者を除く）および海外子会社3社（Kuriyama of America, Inc.、Kuriyama Canada, Inc.、Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U.）の取締役（邦人出向者および法人代理人を除く）を対象とします。

各事業年度に関して、各取締役の役員等を勘案して1ポイントにつき仮想当社普通株式1ポイントに換算されるポイントを付与します。2019年1月1日に1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますので、1事業年度のポイント数合計は94,000ポイント（うち当社取締役は20,000ポイント）を上限とすることに変更しております。

## ⑥取締役の報酬等

役員区分	会社区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
			金銭報酬			非金銭 報酬	
			固定報酬	業績連動報酬			
			基本報酬	賞与	株価連動 報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	当社	121	29	43	8	40	3
	クリヤマ(株)	42	42	—	—	—	2
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	当社	16	16	—	—	—	1
社外取締役(監査等委員)	当社	7	7	—	—	—	2

- (注) 1. 上記表中のクリヤマ(株)は当社の取締役が兼務している子会社からの報酬額を示します。  
 2. クリヤマ株式会社は、2022年1月1日付で商号をクリヤマジャパン株式会社に変更しております。  
 3. 当社の取締役ごとの報酬額の総額等につきましては、連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在しません。  
 4. 監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議において、それぞれ報酬額を決定しております。  
 5. 株式報酬は業績連動型株式報酬制度(BBT)、株価連動報酬は株価連動型報酬制度(PS)をそれぞれ記載しております。計算根拠となるポイント数はBBTが36,000ポイントで株価は1,127.5円(信託設定時)としており、PSが7,200ポイントで株価は1,186円(2021年12月31日終値)としております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先法人等名
取締役 (監査等委員)	七 山 聖 學	明貨トラック株式会社 顧問 四国機器株式会社 監査役 当社と上記2法人との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況	主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	泉 本 哲 彌	取締役会 (開催9回出席9回) 監査等委員会 (開催14回出席14回)	金融機関や事業会社における知見と経験に基づき、客観的かつ独立した立場で当社および当社グループの中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から取締役会において適宜質問し、積極的に意見の表明を行ないました。また、任意の諮問委員会の委員を務めました。
取締役 (監査等委員)	七 山 聖 學	取締役会 (開催9回出席9回) 監査等委員会 (開催14回出席14回)	建設機械製造会社等における知見と経験に基づき、客観的かつ独立した立場で当社および当社グループの中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から取締役会において適宜質問し、積極的に意見の表明を行ないました。また、任意の諮問委員会の委員を務めました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

(イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40,000千円
(ロ) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当社の重要な子会社であるKuriyama of America, Inc.およびKuriyama Canada, Inc.ならびに孫会社の上海栗山貿易有限公司およびTécnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U.は当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、職務の遂行に支障があると認められる場合、又は監査の適正性をより高める為に会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しない事に関する議案の内容を決定します。

- (注) 本事業報告の数値表示について  
金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>33,382,578</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,149,965</b>
現金及び預金	7,222,087	支払手形及び買掛金	7,299,013
受取手形及び売掛金	9,871,598	電子記録債務	2,446,012
電子記録債権	1,115,943	短期借入金	2,294,551
商品及び製品	10,819,481	1年内返済予定の長期借入金	2,440,396
仕掛品	447,357	未払法人税等	420,712
原材料及び貯蔵品	2,753,888	工事損失引当金	6,991
その他	1,209,344	役員賞与引当金	79,063
貸倒引当金	△57,123	賞与引当金	4,867
<b>固定資産</b>	<b>18,839,868</b>	その他	2,158,358
<b>有形固定資産</b>	<b>10,862,359</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,767,421</b>
建物及び構築物	5,713,745	長期借入金	4,288,935
機械装置及び運搬具	2,978,365	リース債務	417,094
土地	1,303,305	繰延税金負債	661,750
建設仮勘定	459,028	役員退職慰労引当金	180,960
その他	407,915	役員株式給付引当金	264,048
<b>無形固定資産</b>	<b>616,526</b>	退職給付に係る負債	880,763
のれん	19,254	資産除去債務	20,892
その他	597,271	その他	52,974
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,360,983</b>	<b>負債合計</b>	<b>23,917,386</b>
投資有価証券	5,314,764	<b>(純資産の部)</b>	
出資金	546,728	<b>株主資本</b>	<b>26,614,353</b>
差入保証金	411,062	資本金	783,716
長期貸付金	1,166	資本剰余金	973,438
繰延税金資産	579,854	利益剰余金	26,888,911
その他	524,134	自己株式	△2,031,712
貸倒引当金	△16,726	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,655,990</b>
<b>資産合計</b>	<b>52,222,447</b>	その他有価証券評価差額金	362,896
		繰延ヘッジ損益	△4,570
		為替換算調整勘定	1,326,787
		退職給付に係る調整累計額	△29,122
		<b>非支配株主持分</b>	<b>34,716</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>28,305,060</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>52,222,447</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	59,549,262
売上原価	42,293,503
売上総利益	17,255,758
販売費及び一般管理費	12,953,741
営業利益	4,302,017
営業外収益	
受取利息及び配当金	61,616
受取家賃	56,466
持分法による投資利益	433,986
補助金収入	47,501
その他営業外収益	99,913
営業外費用	
支払利息	89,606
有形売却損	13,481
債権売却損	22,899
為替差損	33,535
正味貨幣持高に関する損失	50,752
その他の営業外費用	12,951
経常利益	4,778,275
特別利益	
債務免除	514,633
特別損	
固定資産除却損	34,248
税金等調整前当期純利益	5,258,659
法人税、住民税及び事業税	1,196,764
法人税等調整額	249,632
当期純利益	3,812,262
非支配株主に帰属する当期純利益	2,463
親会社株主に帰属する当期純利益	3,809,799

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,309,074</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,139,780</b>
現金及び預金	957,473	関係会社短期借入金	3,570,000
売掛金	8,641	一年以内返済長期借入金	185,160
前払費用	39,776	未払金	73,333
関係会社未収金	300,558	未払費用	7,732
その他	2,624	未払法人税等	217,388
<b>固定資産</b>	<b>10,352,411</b>	未払消費税	16,486
<b>有形固定資産</b>	<b>2,766,784</b>	前受金	21,577
建物	2,101,074	役員賞与引当金	48,000
構築物	13,852	その他	102
工具、器具及び備品	9,138	<b>固定負債</b>	<b>1,626,464</b>
土地	642,718	長期借入金	1,340,810
<b>無形固定資産</b>	<b>103,336</b>	役員株式給付引当金	264,048
借地権	77,098	その他	21,606
商標権	1,395	<b>負債合計</b>	<b>5,766,245</b>
施設利用権	4,187	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	20,655	<b>株主資本</b>	<b>5,570,169</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,482,289</b>	資本金	783,716
投資有価証券	999,931	資本剰余金	975,119
関係会社株式	4,079,201	資本準備金	737,400
関係会社出資金	2,162,868	その他資本剰余金	237,719
繰延税金資産	172,538	利益剰余金	5,843,046
差入保証金	67,140	利益準備金	115,000
その他	610	その他利益剰余金	5,728,046
<b>資産合計</b>	<b>11,661,485</b>	配当準備金	15,000
		別途積立金	860,000
		繰越利益剰余金	4,853,046
		自己株式	△2,031,712
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>325,070</b>
		その他有価証券評価差額金	325,070
		<b>純資産合計</b>	<b>5,895,239</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>11,661,485</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>営 業 収 益</b>		
経 営 指 導 料	404,674	
不 動 産 賃 貸 収 入	273,964	
商 標 権 等 使 用 料	45,457	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	1,137,491	
銀 行 保 証 料	277	1,861,866
<b>営 業 費 用</b>		825,962
<b>営 業 利 益</b>		1,035,903
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	32,084	
そ の 他	820	32,904
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	42,989	
為 替 差 損	6	
そ の 他	2,355	45,351
<b>経 常 利 益</b>		1,023,457
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損	2,531	2,531
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		1,020,926
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,783	
法 人 税 等 調 整 額	△3,864	20,918
<b>当 期 純 利 益</b>		1,000,008

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

クリヤマホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 博 信  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大 二  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クリヤマホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリヤマホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

クリヤマホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 博 信  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大 二  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クリヤマホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針及び職務の分担等に従い、会社の内部統制に関わる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

## クリヤマホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 宮 地 久 人 ㊟

監 査 等 委 員 泉 本 哲 彌 ㊟

監 査 等 委 員 七 山 聖 學 ㊟

(注) 監査等委員 泉本哲彌、監査等委員 七山聖學は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、株主の皆様当社株式を長期的かつ安定的に保有していただくことが経営の最重要課題の一つであると認識し、経営体質強化と今後の事業展開のために内部留保を勘案しつつ、株主の皆様へ利益配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当事業年度の収益状況について、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益が上場来最高益を達成したことから、利益還元の一環として、普通配当を前期に比べて1株につき2円増配の23円に特別配当2円を加えまして、合計25円とさせていただきますと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき25円（普通配当23円、特別配当2円）といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、494,897,850円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月25日といたしたいと存じます。



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるとともに、附則の条数を調整する等所要の変更を行なうものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1条 ～ 第14条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条 ～ 第14条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第16条 ～ 第34条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第76回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条 ～ 第34条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、第76回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(電子提供措置等の経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において審議が行なわれ、「各候補者は当社の取締役として適任であると判断しています。」と意見表明を受けております。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社および当社グループにおける地位および担当	新任/再任
1	のせ ひろのぶ 能勢 広宣	当社代表取締役CEO社長執行役員 クリヤマジャパン株式会社代表取締役社長	再任
2	こぬき しげひこ 小貫 成彦	当社取締役常務執行役員 クリヤマジャパン株式会社常務取締役営業本部長	再任
3	おおむら のぶひこ 大村 暢彦	当社取締役 愛楽（佛山）建材貿易有限公司董事長・総経理	再任

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">の せ ひろのぶ 能勢 広宣 (1962年9月16日)</p>	<p>1986年4月 当社入社  2005年4月 当社商品開発本部副本部長  2008年1月 当社商品開発部長  2008年4月 当社執行役員商品開発部長  2009年12月 当社執行役員東京支社長兼商品開発部長  2011年3月 当社取締役東京支社長兼商品開発部長  2012年1月 当社取締役東京支社長  2012年10月 クリヤマ株式会社（現クリヤマジャパン株式会社、以下同じ）取締役東京支社長  2013年3月 クリヤマ株式会社取締役営業本部副本部長兼東京支社長  2014年1月 クリヤマ株式会社取締役営業本部長  2015年3月 当社取締役  2016年3月 クリヤマ株式会社常務取締役営業本部長  上海栗山貿易有限公司董事長  2017年3月 クリヤマ株式会社代表取締役社長〔現任〕  2018年1月 当社代表取締役CEO  2018年4月 当社代表取締役CEO社長執行役員〔現任〕</p> <p>（重要な兼職の状況）  クリヤマジャパン株式会社代表取締役社長</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>上記の経歴を有し、当社代表取締役CEOおよびクリヤマジャパン株式会社代表取締役社長として、当社グループの経営を担っております。  当社グループの事業全般に関する豊富な知見と経験を経営に活かし、企業価値向上のため引き続き取締役候補者としたしました。</p>	<p style="text-align: center;">58,118株 (518株)</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	こぬき しげひこ 小貴 成彦 (1966年1月15日)	<p>1991年4月 当社入社</p> <p>2013年1月 クリヤマ株式会社（現クリヤマジャパン株式会社、以下同じ）建設資材営業部長</p> <p>2014年1月 クリヤマ株式会社建設資材営業部長兼スポーツ・フロア事業部副部長</p> <p>2015年4月 クリヤマ株式会社執行役員建設資材営業部長兼スポーツ・フロア事業部副部長</p> <p>2016年1月 クリヤマ株式会社執行役員スポーツ・建設資材営業部長兼工務・技術部長</p> <p>2017年3月 クリヤマ株式会社取締役営業本部副本部長兼スポーツ・建設資材営業部長兼工務・技術部長</p> <p>2018年1月 クリヤマ株式会社取締役営業本部長兼工務・技術部長</p> <p>2018年3月 当社取締役</p> <p>2018年4月 当社取締役上席執行役員</p> <p>2019年1月 クリヤマ株式会社常務取締役営業本部長〔現任〕</p> <p>2020年3月 当社取締役常務執行役員〔現任〕</p> <p>（重要な兼職の状況） クリヤマジャパン株式会社常務取締役営業本部長</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>上記の経歴を有し、クリヤマジャパン株式会社常務取締役営業本部長として産業資材事業、スポーツ・建設資材事業を中心に当社グループの事業に豊富な知見と経験を有しており、当社グループの業務執行に必要な人材でありますので、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	18,239株 (239株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	おおむら のぶひこ 大村 暢彦 (1971年12月20日)	<p>2000年4月 アイコット株式会社 (現株式会社アイコットリョーワ) 入社</p> <p>2003年1月 愛和陶 (広東) 陶磁有限公司 セメント製品部長</p> <p>2004年7月 佛山市樂華陶磁有限公司 総経理</p> <p>2007年1月 愛樂 (佛山) 建材貿易有限公司 総経理</p> <p>2013年3月 株式会社アイコットリョーワ 取締役〔現任〕</p> <p>2017年3月 愛樂 (佛山) 建材貿易有限公司 董事長・総経理〔現任〕</p> <p>2018年3月 当社取締役〔現任〕 (重要な兼職の状況) 愛樂 (佛山) 建材貿易有限公司 董事長・総経理</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>上記の経歴を有し、当社グループの愛樂 (佛山) 建材貿易有限公司董事長・総経理として経営を担っており、スポーツ・建設資材事業に豊富な知見と経験を有しております。当社グループに必要な人材でありますので、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	18,000株 (一株)

- (注) 1. 大村暢彦氏が董事長・総経理を務める愛樂 (佛山) 建材貿易有限公司とは仕入取引があります。また、同社に対し、当社100%出資子会社であるクリヤマジャパン株式会社が40%出資しており、大村暢彦氏も38%出資しております。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」の欄の ( ) 内の株式数については、役員持株会として保有する株式を内数にて表示しております。
3. 各候補者が所有する当社の株式数は、2021年12月31日現在のものです。
4. 当社の中核事業子会社クリヤマ株式会社は2022年1月1日付で商号をクリヤマジャパン株式会社に変更いたしました。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年1月に契約を更新予定です。取締役 (監査等委員である取締役を除く) 候補者の各氏は全員が再任であり、既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

**【保険契約の内容の概要】**

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせて、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行なった行為の場合等一定の免責事由があります。

**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社および当社グループにおける地位 他の法人等における地位等	新任/再任	独立役員 社外取締役
1	みやち ひさと 宮地 久人	当社取締役（監査等委員）（常勤） クリヤマジャパン株式会社 監査役（常勤）	再任	
2	ななやま せいがく 七山 聖學	当社取締役（監査等委員） クリヤマジャパン株式会社 監査役 明貨トラック株式会社 顧問 四国機器株式会社 監査役	再任	独立役員 社外取締役
3	さかたに よしひろ 酒谷 佳弘	ノルマ・ジャパン株式会社 会計参与 ジャパン・マネジメント・コンサルティング 株式会社 代表取締役 株式会社プレサンスコーポレーション 取締役（監査等委員） 株式会社タカミヤ 監査役 北恵株式会社 監査役 株式会社ワッツ 取締役（監査等委員） 粧美堂株式会社 取締役（監査等委員）	新任	独立役員 （届出予定） 社外取締役

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">みやち ひさと 宮地 久人 (1957年5月20日)</p>	<p>1980年4月 当社入社  2004年1月 当社東京支社産業資材営業部長  2004年6月 当社東京支社副支社長兼産業資材営業部長  2005年4月 当社執行役員東京支社支社長兼産業資材営業部長  2007年1月 当社執行役員東京支社長  2009年12月 当社執行役員山南センター長  2012年3月 当社取締役山南センター長兼上海栗山貿易有限公司董事長  2012年10月 クリヤマ株式会社（現クリヤマジャパン株式会社、以下同じ）取締役山南センター長兼上海栗山貿易有限公司董事長  2013年1月 クリヤマ株式会社取締役上海栗山貿易有限公司董事長  2015年3月 当社取締役  クリヤマ株式会社取締役上海栗山貿易有限公司董事長兼Kuriyama (Thailand) Co.,Ltd.取締役  2016年3月 当社取締役（常勤監査等委員）〔現任〕  クリヤマ株式会社監査役（常勤）〔現任〕</p> <p>（重要な兼職の状況）  クリヤマジャパン株式会社 監査役（常勤）</p> <p>取締役候補者とした理由  上記の経歴を有し、産業資材事業を中心に当社グループの事業に関する知見と経験を引き続き監査業務に活かしていただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。</p>	76,282株 (282株)



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ななやま せいがく <b>七山 聖學</b> (1950年10月4日)	1973年4月 キャタピラー三菱株式会社 (現キャタピラー・ジャパン合同会社) 入社 2008年3月 キャタピラー北海道株式会社代表取締役社長 2010年3月 キャタピラー・ジャパン株式会社 (現キャタピラー・ジャパン合同会社、以下同じ) 執行役員 2012年1月 キャタピラー・ジャパン株式会社常務執行役員 2013年6月 キャタピラー・ジャパン株式会社役員退任 2013年9月 四国機器株式会社 顧問 明貨トラック株式会社 顧問〔現任〕 2014年7月 四国機器株式会社 監査役〔現任〕 2016年3月 当社取締役(監査等委員)〔現任〕 クリヤマ株式会社(現クリヤマ・ジャパン株式会社) 監査役〔現任〕 (重要な兼職の状況) クリヤマ・ジャパン株式会社 監査役 明貨トラック株式会社 顧問 四国機器株式会社 監査役 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 上記の経歴を有し、建設機械製造会社等における幅広い知見と経験に基づく監査を行なっていただくこと、および経営全般に対して助言と提言をいただくことで、中長期的に当社および当社グループの企業価値の向上につながることを期待し、社外取締役候補者といたしました。	7,007株 (207株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">新任候補者</p> <p style="text-align: center;">さかたに よしひろ</p> <p style="text-align: center;"><b>酒谷 佳弘</b></p> <p style="text-align: center;">(1957年3月11日)</p>	<p>1979年10月 日新監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1982年3月 公認会計士登録</p> <p>1998年8月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員</p> <p>2004年7月 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社設立 同社代表取締役〔現任〕</p> <p>2004年7月 株式会社プレサンスコーポレーション監査役</p> <p>2005年6月 エスアールジータカミヤ株式会社（現株式会社タカミヤ）監査役〔現任〕</p> <p>2006年2月 北恵株式会社監査役〔現任〕</p> <p>2008年11月 ノルマ・ジャパン株式会社社会計参与〔現任〕</p> <p>2010年11月 株式会社ワッツ監査役</p> <p>2011年3月 SHO-BI株式会社（現粧美堂株式会社）監査役</p> <p>2015年6月 株式会社プレサンスコーポレーション取締役（監査等委員）〔現任〕</p> <p>2015年11月 株式会社ワッツ取締役（監査等委員）〔現任〕</p> <p>2015年12月 SHO-BI株式会社（現粧美堂株式会社）取締役（監査等委員）〔現任〕</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 代表取締役</p> <p>株式会社タカミヤ 監査役</p> <p>北恵株式会社 監査役</p> <p>株式会社プレサンスコーポレーション 取締役（監査等委員）</p> <p>株式会社ワッツ 取締役（監査等委員）</p> <p>粧美堂株式会社 取締役（監査等委員）</p> <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>上記の経歴を有し、公認会計士としての豊富な知見と経験、財務会計についての高い知見と企業経営者としての経験を踏まえた監査を行なうこと、および経営全般に対して助言と提言をいただくことで、中長期的に当社および当社グループの企業価値の向上につながることを期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者七山聖學氏および酒谷佳弘氏は社外取締役候補者であります。

### 3. 責任限定契約の内容の概要

当社は2016年3月24日付で社外取締役である監査等委員七山聖學氏との間で、会社法第423条第1項に規定する賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度額としております。七山聖學氏が再任された場合、当該責任限定契約は継続されます。また、酒谷佳弘氏が選任された場合は、同様の内容で責任限定契約を締結する予定であります。

4. 「所有する当社の株式数」の欄の（ ）内の株式数については、役員持株会として保有する株式を内数にて表示しております。各候補者が所有する当社の株式数は、2021年12月31日現在のものであります。
5. 当社の中核事業子会社クリヤマ株式会社は2022年1月1日付で商号をクリヤマジャパン株式会社に変更いたしました。
6. 七山聖學氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年です。
7. 候補者酒谷佳弘氏が会計参与に就任しているノルマ・ジャパン株式会社は当社の関連会社です。
8. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年1月に契約を更新予定です。監査等委員である取締役候補者のうち、宮地久人氏、七山聖學氏は再任であり、既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、候補者酒谷佳弘氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

#### 【保険契約の内容の概要】

##### ①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

##### ②填補対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせて、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行なった行為の場合等一定の免責事由があります。

9. 当社は社外取締役候補者である七山聖學氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また、社外取締役候補者である酒谷佳弘氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」

当社の社外取締役が独立性を有していると判断されるのは、当該社外取締役が下記のいずれの項目にも該当しない場合です。

- ① 当社グループ（当社含以下同じ）の業務執行者（※1）
- ② 当社グループ各社を主要な取引先（※2）とする者、法人にあっては業務執行者（※1）
- ③ 当社グループ各社の主要な取引先（※2）、法人にあっては業務執行者（※1）
- ④ 当社グループ各社から多額の金銭その他の財産（※3）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、法人等にあっては業務執行者（※1）
- ⑤ 当社の主要な株主（※4）、法人にあっては業務執行者（※1）
- ⑥ 当社グループの社外役員の当社以外の兼務先（相互就任の関係にある場合）の業務執行者（※1）
- ⑦ 当社が一定額を超える（※5）寄付または助成を行なっている者、法人にあっては業務執行者（※1）
- ⑧ 上記②～⑦に過去3年間に於いて該当していた者
- ⑨ 上記①～⑦に該当する者が重要な者（※6）である場合、その者の二親等以内の親族（配偶者含）
- ⑩ その他、上記①～⑨以外に独立性を疑わせる事項がある場合

注記事項

※1…「業務執行者」とは業務執行の取締役、その他使用人等をいう。

※2…「主要な取引先」とは、当社を主要な取引先にする者（または会社）についてはその者（または会社）の連結売上高の5%以上当社グループへの売上有る会社をいう。当社グループの主要な取引先は連結売上高の5%以上の売上有る者（または会社）をいう。また、融資取引にあっては当社の連結総資産の2%以上を当社に融資を行なっている者（または会社）をいう。

ここでいう連結売上高、連結総資産は直近事業年度の数値による。

※3…「多額の金銭その他の財産」は年間1千万円以上の金銭価値をいう。

※4…「主要な株主」とは発行済株式（自己株式を含む）の5%以上を保有する株主をいう。

※5…「一定額」とは年間1千万円をいう。

※6…「重要な者」とは、当社、当社グループ各社、取引先等で役員、部長クラス以上の地位にある者、監査法人にあっては公認会計士、法律事務所にあっては弁護士をいう。

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキルマトリックス

第3号議案および第4号議案を原案どおりご承認いただきました場合の取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	当社における地位	取締役が特に有する専門性・経験						
		企業経営	営業・マーケティング	グローバル	製造・調達	財務・会計	人事・人材開発	法務・リスクマネジメント
能勢 広宣	代表取締役CEO 社長執行役員	●	●	●	●		●	●
小貫 成彦	取締役 常務執行役員	●	●	●	●		●	●
大村 暢彦	取締役	●	●	●	●			●
宮地 久人	取締役 (監査等委員) (常勤)	●	●	●	●			●
七山 聖學	社外取締役 (監査等委員)	●	●	●	●	●		●
酒谷 佳弘	社外取締役 (監査等委員)	●	●			●		●

- (注) 1. 上記一覧表は取締役の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。  
2. 当社における地位は株主総会後の予定であります。

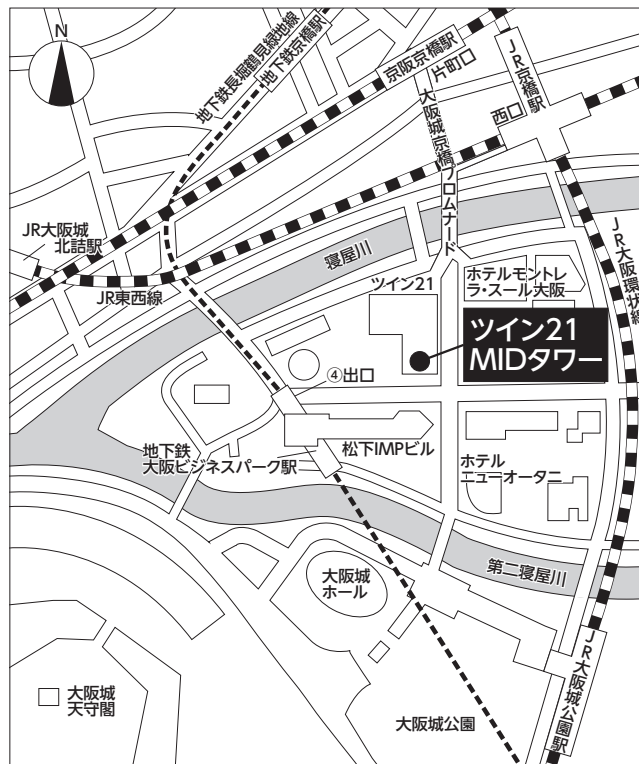
以上





# 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区城見二丁目1番61号  
ツイン21MIDタワー20階 第8・第9会議室



(注) ツイン21には、MIDタワーとOBPパナソニックタワーがありますので、お間違えないようご注意ください。

- ・ JR大阪環状線「京橋駅」西口より徒歩5分
- ・ JR大阪環状線「大阪城公園駅」より徒歩7分
- ・ 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」④番出口より徒歩3分
- ・ 京阪「京橋駅」片町口より徒歩5分

総会当日のお問合せ電話番号

06-6910-7013 (当社の電話番号です。株主総会会場の電話番号ではありませんので、ご注意ください。)



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。